
清朝中期におけるモンゴル人の 人口流動性について

岡 洋樹

1. はじめに

本稿は清代乾隆期（1736-1795）のモンゴルにおける人の移動を、主として出稼ぎ労働者としての流動性に着眼しつつ考察しようとするものである。

従来清朝統治下のモンゴルにおける人の移動は、専ら 17 世紀以降次第に、しかし一貫して増加した内地北部諸省（山東・直隸・山西・陝西・甘肅など）からの漢人の移住の問題として論じられてきた。我が国の清代モンゴル史研究のパイオニアとも言うべき矢野仁一が『近代蒙古史研究』を著したのも、20 世紀初頭のモンゴル独立問題の淵源を、漢人の北上に見出したからにほかならない。彼はこの書物の中で、「支那人の蒙地開墾と清朝の蒙古牧畜保護」に七つの章を割いて、清初から清末に至る漢人北上の詳細を論じた [矢野 1925 : 98-188]。戦後清代モンゴル史を初めて体系的に論じた田山茂も「漢民族の蒙古植民の沿革」と題する章を執筆している [田山 1954 : 327-397]。中国でもこの問題は研究者の関心を集め、周清澍 [周 1983 : 223-280]、汪炳明 [汪 1990 : 52-86]、蘇德畢力格 [蘇德畢力格 2005]、孫喆 [孫 1998 : 41-50]、閻天靈 [閻 2004]、王玉海 [王玉海 1999] [王玉海・王楚 2014]、珠颯 [珠颯 2009] 等による膨大かつ充実した研究が蓄積されている。

モンゴル史において漢人の北上問題が関心を集めたのは、日本においては矢野のような近代史の立場からの関心とともに、この問題が遊牧民と定着農耕民とくに中国との関係を大きく反転させた文明史的意義が見出されたからである。中国では、漢人の北上とこれによるモンゴルの漢化の評価に微妙な違いがあるにせよ、中国の最終的な統合過程

としている点では一致する。そしていずれの場合も、漢人のモンゴル盟旗への入植により形成された蒙漢間の租佃・典売などの土地関係や諸種の土地契約の様態等の問題に関心が向けられてきた。このような関心のあり方には、これらの研究が基本資料として用いた社会実態調査資料を著した日本の植民地当局や研究者の関心の所在が影を落としている。これらの調査は、住民の移動の様態というよりは、むしろ定着村落における定住様態の定点観察を主としていた。近年、山東省から東三省への漢人の入植を論じた荒武達朗は、東三省と山東省を往還する人々の出稼ぎ労働者としての側面にも着目している〔荒武 2008〕。荒武が論じたように、漢人の移住者は、はじめから無主の土地に入植したのではなく、最初は出稼ぎとして辺外に出て、しばらくは移動性の高い労働や商売を行い、やがて特定の土地に定着していった。それゆえ漢人の移動性は、耕作者としての漢人よりも、入植に至るまでの出稼ぎ労働者としての時期に顕著なのである¹⁾。もちろん社会実態調査は定住村落における雇傭関係にも多くの頁を割いており、出稼ぎ労働が調査の対象にならなかったわけではない。しかしそこでの調査は雇傭期間中の雇傭様態を対象としたものであった。移動様態は、定着した入植者とは異なって統計的な史料を得にくく、正面から研究の対象とされることはなかったのである。

漢人の移動性を示すもう一つの側面は、長距離交易に従事する商業民としての側面である。当初モンゴルに展開した清軍への物資供給を担った山西商人は、やがて帰化城・張家口・ドロンノール・フレー・ヒヤクト・ホブドなどの城市を拠点としてモンゴル全域をその商業圏に収めた。また清末になると、漢人商人は地商として農民の入植にも関与した。しかし漢人商人の商業活動に関する研究も、今堀誠二の研

1) 漢人の移住によるモンゴル南部の人口構成の変化については、〔珠颯 2009〕を参照。珠颯は、結語の中で、「清代以来蒙地に流入した漢族移民の絶対多数は農業移民であった」〔珠颯2009：325〕と述べているが、移動性という観点に立つと、むしろ労働移民としての漢族移民に注目するべきである。

究〔今堀誠二 1955〕に端的に示されるように、帰化城や張家口でのフィールド調査による商業資本の営業形態や社会的存在様態を対象としたもので、彼らによる労働者雇用についてはほとんど未解明である。

これに対して同時代のモンゴル人に関しては、清朝の牧地界設定などの施策の結果として「旗界を越えて遊牧」することが禁止され、活動が著しく制約されたことが強調されてきた。矢野仁一は旗界劃定を、「モンゴル人がかつてのような大活動の出来なくなった原因」〔矢野 1925：76〕だと言っているが、このような議論では、遊牧生産に伴う移動と、征服・略奪のような軍事的・政治的活動が直ちに結びつけられ、混同されている。本稿の文脈で問題なのは、モンゴル人の移動に関わる議論が遊牧生産に伴う移動に限定されてしまった点にある。近年になって、定着農耕民化したモンゴル人社会に着目したボルジギン・ブレンサイン〔ブレンサイン 2003〕、白玉双〔白 2007〕等の研究が新しい視野を切り開いている。ただこれらの研究も定着農耕民、あるいは半農半牧畜民としてのモンゴル人を扱うもので、労働移民としての側面を直接扱ったわけではない。

モンゴル史の文脈でモンゴル人の出稼ぎ労働が注目されなかった理由として、第一に、北方遊牧民史の研究において、清代以来のモンゴル人の定着農耕民化が遊牧民勢力の衰退と理解され、労働者としての側面も含め、それ以上の問題に関心が向かなかったこと、第二に、人口が希薄なモンゴルにおいて、内地のような余剰労働力の存在がそもそも想定されなかったこと、第三に社会主義期のモンゴルで一定の注目を集めたフレー等の城市で労働で生活するヘルメルと呼ばれる流民も、労働者階級の萌芽的形態という以上の積極的な位置づけが与えられなかったこと〔Нацагдорж 1963：204-207〕などが考えられる。

つまり漢人については移民の定着様態に関心が集中することで移動の様態が見えにくく、モンゴル人については遊牧生産の本質的属性としての移動性（の減退）への関心から、遊牧に直接起因しない移動に関心が向かなかったのである。

かつてウラディミルツォフは、清代をモンゴルにおける封建制の衰退期と論じた [Владимирцов 1934]。それゆえ、ウラディミルツォフ以後の、とくに社会主義国における研究では、封建制の諸要件が、清代モンゴルにも貫徹していたと考えられている。そこでは、封建領主の経済外的強制によって土地に縛り付けられた封建農奴のイメージが色濃く投影された。いわゆる「封禁政策」を清朝のモンゴル統治における基本政策とし、長城線を境とする蒙漢間の往来禁止、旗界設定による越境禁止、多数の旗を編成した分割統治など、いずれも清が蒙漢間、あるいはモンゴル人同士の交流を切断しようとしたものと理解されている。しかし事実として漢人の北上をはじめ、人の移動は不可逆的に進行した。そこでは清の「封禁政策」を破綻に至らしめた原因は、ひとえに漢人の北上問題に還元されたのである。

では同じ清朝の統治下であって、モンゴル人についてのみ移動が抑制されたとする根拠は何なのであろうか。そもそも人の移動がもつ問題は、移動を行う人々の文化的差異以上に移動が国家の社会統治に動揺をもたらす点にある。清代においては、人は自分が所属する旗なり県なりとの統属関係によって掌握されている。モンゴルにおいても中国本土においても、人は本来所属する統治機構から離脱することは直ちには認められない。一方移民に対して移動先の行政当局は管轄権限を持たないのである。清朝は、内地直省と外藩盟旗を統治構造上明確に区分していた。両者を統合していたのは皇帝自身とその手足としての中央官衙であり、統治区分間の人の移籍は基本的に禁止されていた。漢人は移住先のモンゴル盟旗の属下になることは認められず、その逆も同様だった。八旗に関しても原則は同じである。人の移動は、移動者に対する行政統治上の管理を困難にし、ひいては統治構造全体に危機をもたらすのである。従って人の移動は、統治構造へのネガティブな影響という観点から論じなければならない。

遊牧は、モンゴルの伝統的な生業であり、たしかに移動はその本質的な属性であった。しかし遊牧生産に伴う移動は、地域のコミュニティー

の中で管理されており、ただちに統治構造に問題を引き起こす性格のものではない²⁾。漢人の移動が問題なのは、本来の本籍地たる県当局の管轄範囲を遠く離れてしまうことで、統治を危殆に瀕せしめるからにはほかならない。従って、漢人の北上問題を、モンゴル人の遊牧移動と対比してその意義を論じるのは正しくない。もし清代における移動をモンゴルにおいて論じるのであれば、遊牧生産に伴う移動ではなく、本来の生産の場を離れて統治構造から離脱しかねない類いの移動を問題にするべきである。清代のモンゴルにおいてそのような移動の様態とは、漢人においてそうであったように、所属する旗からの「逃亡」と、労働目的の旗からの外出であった。従って逃亡や出稼ぎの様態の研究は、モンゴルにおける統治構造の耐性を示すという意味で、漢人の北上に対比されるべき歴史的問題なのである。

近年利用が可能となった清代の公文書史料からは、モンゴル人の出稼ぎ労働の様態を伺うことができる。本稿では、近刊の『清朝前期理藩院満蒙文題本』（以下『題本』と略）所収の家畜窃盗事案に関わる題本を用いて、この問題を考えてみたい。清朝は、家畜の窃盗を重罪と見なし、死刑を含む厳しい処罰を下していた。それゆえ家畜窃盗犯の審理擬案は、皇帝に上奏され、諭旨により最終的な処決が決定された。どうして家畜窃盗事案が出稼ぎ労働の史料として有益なのかと言うと、家畜窃盗犯の多くが出稼ぎや交易目的で旗から外出中に窃盗に関わったからである。題本に見える彼らの供述から、彼らの外出中の行動を伺うことができるのである³⁾。

2) 遊牧民社会において、属民管理に問題を生じるような移動は、離脱者を本来の地域社会集団に収容したり、移動先で別の集団に収容することで解決された。これについては〔堀内2013：75-100〕を見よ。

3) 本稿で論じたモンゴル人の越境移動については、〔Oka Hiroki 2014〕〔Oka Hiroki 2018〕もあわせ参照されたい。いずれも本稿と重なる部分が多いが、前者は越境という観点から事例を述べ、後者では内地に接する内モンゴルの東部と西部の移動を対比させて議論している。

2. 清代モンゴルにおける人の移動のあり方

(1) 移動の様態

モンゴル人の移動は、決して遊牧移動にのみ限られたわけではない。実際清朝は、蒙古例の中で牧畜生産物の交易、親族訪問、巡礼、あるいは「有事故行走」つまり何らかの用事での旗からの外出のための手続を規定している。つまり許可を得た上での外出は制度的に可能だったのである。出稼ぎ労働のための外出が「有事故行走」に含まれたかどうかは不明だが、家畜財産をもたず、旗内で生活を立てる術を持たないモンゴル旗民による所属旗から外出しての出稼ぎ事例は豊富に見出すことができる。

ただ出稼ぎは、交易や巡礼、親族訪問とは異なり、逃亡同様、属民管理上問題を惹起する可能性が高かった。彼らは出旗時には、おそらく出稼ぎ先や外出の期間について、所属する王公タイジや旗・佐領に文書あるいは口頭で届け出たものと思われる。それゆえ、清代文書を見ると、出稼ぎ目的であることが明確な旗からの外出については、「口に糊するために去った民 *angga sulfame genehe urse*」として明確に「逃亡 *ukaka*」者からは区別されている。例えば、乾隆 5 (1740) 年の黒龍江副都統から黒龍江將軍宛文書には、ジレム盟ジャライド旗からの行方不明者の搜索依頼が見え、その末尾に次のように記されている⁴⁾。

meni gūsade baicaci, usin / bargiyahakū turgunde angga sulfame genehe urse hehe juse

我が旗で調べたところ、収穫がなかったために暮らしを立てるために去った民、女子供

suwaliyame / orin emu, hūsun durime genehe niyalma jakūn ukaka niyalma ninju / uyun,

合わせて 21 人、働かれて行った者 8 名、逃亡した者 69 名、

4) 中国第一歴史档案館蔵「黒龍江將軍衙門檔案」、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所蔵マイクロフィルム、No.13、乾隆 Micro/M8990/AA研、檔案番号23-1740 (70-78)、*abkai wehiyehe i sunjaci aniya nadan biyaci jorgon biyade isibume, sahalijan ula mergen hulun buir meiren i janggin, butha hūlan, giyamun i hafasai baci isinjha bithe be ejeme araha dangse.*

uheri uyunju jakūn anggala niyalma, uttu be dahame jiyanggiyūn
/ yamun ci harangga

合わせて 98 口の者である。これゆえに、將軍衙門より所轄の
bade selgiyefi, baicame bahaci jafafi benjibureo. /

所に布告して、搜索し、見つけたなら捕らえて連行されたい

ここでは、69 名の逃亡者とは別に、出稼ぎ者 29 名が搜索の対象と
なっているが、旗印務処は、明らかに両者を区別している。おそらく
旗は外出時点で彼らの外出目的を把握しており、直ちに逃亡者とは見
なしていないのである。実際家畜窃盗犯の中には、出稼ぎ先での仕事
を終えて旗に戻る途中で犯行に及んだ例や、外出に際して主人から許
可を得ていた事例が見受けられ、出稼ぎ者がただちに逃亡者とは限ら
なかったことを示している。

清朝や盟旗当局が労働等での旗からの外出を容認ないし黙認してい
たとすれば、逃亡とは異なってそれ自体は犯罪を構成しないので、労
働力移動の個別の様態は文書として記録に残されにくい。旗から外出
して放浪生活を送る人々は「ヘルメル kerümel」とか「ツァガーチン
čayačin」と呼ばれた。長期間所属旗に戻らなければ、「逃亡者 bosqu」
同様に清朝や盟旗当局によって搜索対象とされている⁵⁾。これら流動
人口に対する措置は、旗からの外出時点ではなく、むしろ上述のよう
な出稼ぎ者が旗に戻らなかった場合の搜索や、移動先の旗で旗民に対
して移動者の容留・隠匿を禁止するという形でなされている。しかし
この場合も、一時的な滞在先から離れてしまえば、その後の彼らの移
動を掌握・管理するすべはなかった。

とはいえ出稼ぎ目的の外出と逃亡の違いが紙一重であったことも事
実である。というのは、出稼ぎ者は往々にして長期に涉り旗に戻らず、
その所在がわからなくなることも多かったからである。そもそも出稼
ぎ労働から、生活費以上の蓄財はほとんど期待できない。出稼ぎ者が

5) 謝詠梅は、災害や戦乱、貧困によって発生したモンゴル人ツァガーチン(査
嘎沁)について論じ、貧困のために旗を外出してアラシャ旗に入ったハル
ハの人々を、原属旗が收容しようとした事例を紹介している[謝2010:
128-150]。

「口に糊する *angga sulfambi*」とは、すでに各種の社会実態調査報告書から知られるように、雇傭期間中雇い主が提供する宿舎と食事、場合によって衣服によって、生存の最低条件を確保することを意味した。つまり出稼ぎ労働とは、日々の衣食住という最低限の生存条件を満たす手段でもあったのである。従って雇傭期間が終了すると、出稼ぎ者はたちまち困窮に直面することになる。例えば、乾隆 35 (1770) 年 2 月、帰化城トゥメド旗のホリングル駅の牛 1 頭を盗んだアラブタンは、ウスト寺のラマの弟子だったが、4 年前の乾隆 31 年 4 月に師匠に叱責されたことから逃亡し、傭われ仕事をして暮らしていた。その間彼は乾隆 34 年 10 月から翌年 2 月初めまで正白旗のサンジャブというモンゴル人の家に住み込みで働いたが、賃金は払われず、食事と衣服を供給されただけだった⁶⁾。逃亡者にとっては、雇傭中の生活の保証だけでも魅力だったわけである。

家畜窃盗事案には、出稼ぎ先で雇傭期間が終了し、所属旗に戻る術がないために犯行に及ぶ例が見られる。短期の雇用の場合には、解雇される度に新たな仕事を見つけなければならず、結果として所属旗に戻ることができないまま長期に渉る外出を余儀なくされることも珍しくなかった。近代の社会実態調査の記述から、雇傭には「年工」「月工」「日工」の別があり、「月工」や「年工」として雇傭される者は、雇い主の一定の信頼を獲得していたという。農業労働は季節的に集中した労働力の投下を必要とする時期があり、そのような時期に日雇いの労働力が集められた。家畜窃盗犯の事例の中にも、おそらく「日工」とカテゴライズされるような短期間雇傭らしい例が多く現れる。一方漢人商人の隊商での仕事は、比較的長期の雇傭を確保できる機会であった。雇傭されたモンゴル人は、隊商の出発から帰還までの数ヶ月働き口を確保できた。

長期・短期の仕事を取替とすることによって、数十年に及ぶ旗から

6) 『題本』卷12、「29. 兼管理藩院事務工部尚書福隆安等題議帰化城土默特旗喇嘛阿喇布坦盜牛按律擬罪發配河南本」乾隆35年11月21日奏、253-275頁

の外出を支えることも可能であった。家畜窃盗犯の中には、しばしば幼少時に両親に連れられて旗を離れ、親の死後も旗に戻らず長期に渉り仕事を転々としながら暮らす人々が見出される。

例えば、乾隆 21 (1756) 年 2 月 18 日に帰化城トゥメド旗で牛 1 頭を盗んだドンドブは、幼い頃にオルドスのダラド旗を出たことは覚えていたが、所属佐領は知らなかった。成人年齢を 16 歳とすると、当時 32 歳の彼の放浪生活は 16 年以上に及んだわけである⁷⁾。乾隆 37 (1772) 年 2 月 25 日夜、ドゥルベンフーヘド旗で、馬 2 頭を盗んだ犯人の一人ナスト (33 歳) も、幼い頃に両親を亡くし、自分の所属旗を知らないまま、帰化城トゥメド旗のシレート寺のハラシャビ (寺院の世俗属民) の家で働いて生活していた⁸⁾。乾隆 39 (1774) 年 4 月 27 日、チャハルのシャンド、ダヴスン・ノール馬群でスニド左旗のバルサンの馬 2 頭を盗んだサンボー (33 歳) は、やはり幼い頃に故郷を離れ、所属旗を知らなかった。彼は乞食や民人の仕事をしながら放浪していた⁹⁾。彼らは取り調べに対して自分の所属旗を答えることさえできず、所属旗への責任追及は不問に付されている。この種の放浪者は、盟旗の行政統治から完全に離脱してしまっているのである。両親に連れられて旗を離れた個々の事例について、当初の外出理由が逃亡なのか、あるいは出稼ぎ目的だったのかを確認することはできない。重要なのは、原籍旗を知らなかったり、戻るところのない人々が、数十年にも及ぶ長期の放浪を、労働によって支えることができたという事実である。逃亡者の場合も同様で、発見されて捕縛されない限り、仕事を転々としたり、知人の家に滞在しながら生活した。モンゴルの苛烈な自然条件の中での放浪生活は、生死に関わる過酷なものだったろうが、そのような放浪者の事例は多く見出される。所属旗から離れたモンゴル人が、

7) 『題本』巻7、「1. 管理理藩院事務大学士傅恒等題議鄂爾多斯蒙古敦多布盜牛按律擬絞監候秋後處決本」乾隆22年7月24日奏、1-11頁

8) 『題本』巻13、「14. 兼管理理藩院事務工部尚書福隆安等題議歸化城拿獲盜馬犯那蘇圖等按律分別擬罪事宜本」乾隆37年10月6日奏、188-200頁

9) 『題本』巻14、「8. 兼管理理藩院事務工部尚書福隆安等題議察哈爾旗拿獲盜馬犯三宝按律擬罪發配山東驛站役使本」乾隆39年12月11日奏、52-63頁

移動先で自立した生活を確立した例も見られる。乾隆 34 (1769) 年 8 月にウラド中旗のタイジ・ババイの駱駝 3 頭を盗んだアラブタン (48 歳) は、オルドス左翼後旗 (ダラド旗) のタイジのアルバトだったが、父の死後、16 歳の時に母に連れられて旗を出て、ウラドで物乞いをしていて、18 歳の時に母と共にウラド西公旗のラマに保護された。彼はラマの世話で寡婦を娶って四人の娘をもうけ、穀物を外モンゴル・ハルハに運んで売って生計を立てた。彼のウラドでの暮らしは 32 年間に及んだ¹⁰⁾。この事例のアラブタンのウラドでの生活は、盗みさえ働かなければさらに続いたであろう。オルドス左翼前旗 (ズーンガル旗) のタブナン・オヒンの家人アユシは、雍正 9 (1731) 年 10 月、仲間三人と漢人の牛を盗み、追跡されて発見されたため、漢人 3 人を殺してしまい、夫婦で逃亡した。2 年後の雍正 11 (1733) 年 9 月、一度はほとぼりがさめて旗に戻ったものの、主人のオヒンはアユシ夫婦を旗の驍騎校に売ってしまった。雍正 12 (1734) 年 11 月、アユシは新しい主人の下から再び逃亡した。彼は、帰化城トゥメド旗の民人 (漢人) の家で働いた。その漢人は彼に車 5 台を与えて商売に出し、労賃を払った。5 年後の乾隆 4 (1739) 年には、アユシは牛 2 頭、車 2 台で自ら商売をし、翌年にはさらに牛・車を購入して木を伐って運んで暮らすまでになった。しかし、漢人を殺したことをうっかり商売仲間に話してしまい、捕らえられたのだった¹¹⁾。この事例でも、アユシは逃亡先で自活することに一応成功しており、殺人を話ささえしなければ、自活を続けることができただろう。

アユシの例のように、所属旗を離れた人々のサバイバルに、しばしば民人や、帰化城のような城市あるいは周辺の農村が現れる。このことは、城市を中心とする商業活動や農耕生産が流動人口の移動の受け皿となっていたことを示す。

10) 『題本』巻12、「19. 管理理藩院事務大学士傅恒等題議烏喇特部阿喇布坦偷盜駱駝按律擬罪發配湖廣驛站役使本」乾隆35年6月24日奏、163-169頁

11) 『題本』巻2、「60. 管理理藩院事務怡親王弘曉等題議鄂爾多斯部阿玉錫等偷盜牲畜并害命依律立斬梟示本」乾隆7年5月16日奏、455-480頁

(2) 移動の目的地

出稼ぎ者や逃亡者が関与した家畜窃盗事案の多くが城市やその周辺の農村で発生している。これは、城市や農村が彼らに生存の機会を提供していたことを示している。帰化城トゥメド旗の中心地である帰化城周辺で発生した窃盗事案の犯人の多くは、オルドス、ウラーンチャブ盟、シリングル盟西部、チャハル八旗など周辺の盟旗か、帰化城から新疆に至る商業路上に所在する外モンゴル・ハルハ西部からやって来た貧しいモンゴル人たちであった。彼らは仕事を探して帰化城に集まり、モンゴル人や漢人の住む農村で農耕作業、薪採り、商人の隊商の仕事などをした。帰化城トゥメド旗の北境には卡倫が設置されていたが、隣接盟旗との人の往來を遮断する役割を果たしていたようには見えない¹²⁾。

チャハル八旗都統の駐在地張家口や、チャハル正藍旗にあったドロノールは、漢人商人の拠点都市でもあり、隊商での仕事を求めるモンゴル人が集まって来る場所だった。彼らの多くはチャハルに隣接するシリングル盟やウラーンチャブ盟の諸旗や、張家口・ドロノールの商人が活動圏としていた外モンゴル・ハルハ東部諸旗の人々であった。チャハルは八旗管下の内属旗であるが、家畜窃盗犯たちの行動からは、隣接する外藩諸旗との往來は、帰化城トゥメド同様ほぼ自由だったように見える。

内モンゴル東部で西部の帰化城・張家口と同様の役割を果たしたのが、盛京・吉林・黒龍江属下の盛京・義州・伯都訥・齊齊哈爾等の諸城市である。これらの城市には、隣接するジレム盟やジョソト盟諸旗のモンゴル人が日常的に往來していたようである。帰化城を訪れたモンゴル人と同じように、彼らは仕事を求めてこれらの城市を訪れ、八旗の村莊で労働に従事している。また交易目的のモンゴル人もこれらの城市にあった漢人の商舖を訪れた。ジョソト・ジレム両盟は、東南

12) 帰化城トゥメド旗の大青山には、「巡防賊匪」のために乾隆19(1754)年に11か所の卡倫が設置されている。『帰綏識略』巻21、卡倫。

側で柳条辺牆を境に盛京將軍・吉林將軍管下と接していた。辺牆を越える往来は、13カ所に設置された辺門で管理されたが、八旗側に進入した盟旗のモンゴル人たちは、辺門を通らず、しばしば「水の流れる溝」を通して出入りしたと供述しており、往来は事実上放任状態だったようにさえ見える。松花江以北では、盟旗側と八旗側の間に卡倫が設置されていたようだが、これもモンゴル旗民の東三省側への往来を妨げる機能を果たしていたようには見えない。乾隆5(1740)年2月3日、チチハル城で馬を盗んだドルベド旗属下のバラン(32歳)は、チチハルの駅のボージュンに2年間働かれていた。彼は主人に別のモンゴル人を紹介し、姉に会いにいったチチハルで盗みを働いたのであった¹³⁾。乾隆12(1747)8月17日にチチハル近郊のバルチカ村で馬などを盗んだジャライド旗のトクトニフは、チチハルに働きに来て、仕事が終わりに家に戻る途中で犯行に及んだ¹⁴⁾。乾隆20(1755)年11月25日、チチハル城で牛を盗んだジャライド旗のアブラルは、四日前に家を出て仕事を探しに行く途中の村で盗みを働いている¹⁵⁾。乾隆57(1792)年11月14日にモーヒン(茂興)駅で馬7頭を盗んだホルチン・トシェート親王旗のオボシ(38歳)は、5日に仕事を探しに伯都訥に来たが、働ってくれる者が見つからず、やむなく家に戻る途中犯行に及んだのであった¹⁶⁾。乾隆40(1775)年間9月29日、伯都訥北方のゴルバン・ゲル村でロバ2頭を盗んだ二人の盗賊ウバシ(52歳)とアルビンザンのうち、ウバシはドルベド旗の逃亡者だが、各地で働われて仕事をしており、前日28日に伯都訥に買い物をしに来たのだった。アルビンザンはハラチン左旗属下の家奴で、25年前の乾隆15年に逃

13) 『題本』巻2、「44. 管理理藩院事務怡親王弘曉等題議杜爾伯特部巴朗盜馬按律擬絞監候秋後處決本」乾隆5年間6月13日奏、303-308頁

14) 『題本』巻4、「9. 理藩院尚書納延泰等題議扎賚特部托克托尼胡盜馬按律擬絞監候秋後處決本」乾隆13年4月13日奏、53-58頁

15) 『題本』巻6、「10. 署理理藩院事務大學士來保等題議黑龍江地方拿獲盜牛犯扎賚特部阿布拉勒依律擬絞監候秋後處決本」乾隆21年9月12日奏、53-60頁

16) 『題本』巻23、「10. 管理理藩院事務大學士和珅等題擬伯都訥城拿獲盜馬犯鄂博錫等按律擬罪發遣江南等地本」乾隆59年6月23日奏、97-116頁

亡して仕事を転々とし、この時は伯都訥に仕事を探しにきていた¹⁷⁾。乾隆 38 (1773) 年 7 月 28 日、共犯 Lii Yūng と共にトゥメド・ダルハン貝勒旗で馬 3 頭を盗んだ同旗章京の家人ホーシェン (37 歳) は、1 年前に叔父のジュルと逃亡し、錦州孟家屯に住む自分の婿の家に滞在していた。また彼の姉も義州管下の呉家屯 (U giya tun) に嫁いでおり、Lii Yūng はその子であった。叔父のジュルは、錦州の民人 Heo šeolu の瓜畑で働いたが、Heo šeolu の妻の母はジュルの姪であった¹⁸⁾。ホルチン左翼中旗のタイジ・ヤラムピルの家奴ドゥーレンは、乾隆 58 (1793) 年 5 月、開原近郊の史家堡村の住民鑲白旗漢軍旗人 Wang San の畑で働いていた。彼は Wang San に農耕用の牛か馬を売るモンゴル人がいたら教えてくれと頼まれ、11 月に仕事を終えて旗に戻り、馬 2 頭を盗んで史家堡に連れて来て Wang San 等に売っている¹⁹⁾。

外藩盟旗のモンゴル人たちの所属旗からの外出移動の目的地として、八旗管下の地域が重要な役割を果たしていたことは興味深い。チャハル八旗でも、外来の滞在者を匿うことを禁じる措置を採っていたようだが、実際の人の往来を妨げるまでには至らなかったようである。むしろ八旗属下の城市や農村は、盟旗のモンゴル人に交易・労働の機会を提供する場となっている。また八旗管下の地域には、内地からの漢人も住んでおり、内地経済と外藩モンゴル経済を結びつける役割を果たしている。それだけに、これら内属旗や八旗管下の地域は外藩のモンゴル人や八旗旗人 (内属旗人を含む) と漢人が接触する場となっており、三者の「交渉事件」も頻発した。清朝は各地に理事同知・通判や理藩院主事・員外郎等の官員を配置し、將軍・都統・副都統等の駐防官衙の下で事案の処理に当たさせた。このような交渉事務を管轄する行政統治制度が比較的整っていたことが、理藩院題本中これらの地域

17) 『題本』卷15、「9. 兼管理藩院事務工部尚書福隆安等題議吉林地方拿獲盜驢犯烏巴什等按律分別擬罪事宜本」乾隆40年12月17日奏、111-125頁

18) 『題本』卷14、「25. 兼管理藩院事務工部尚書福隆安等題議土默特達爾漢貝勒旗奴僕和生等盜馬按律分別擬罪事宜本」乾隆40年4月9日奏、230-243頁

19) 『題本』卷23、「9. 管理理藩院事務大学士和坤等題擬科爾沁達爾漢王旗額駙家奴杜棧盜馬按律擬罪發遣河南本」乾隆59年6月8日奏、84-97頁

に関する窃盗事案が多く見られる理由だと考えられるが、一方でそこに多くのモンゴル人が外藩盟旗から集まっていたことも示している。

(3) 「普段からの知り合い」たち

出稼ぎ等で外出したモンゴル旗民は、移動先で異なる旗の人々に出会い、知り合うことになった。複数犯による家畜窃盗の場合、ほとんどの事例で、所属旗を異にするモンゴル人が共謀して犯行に及んでいる。供述の中で彼らは、相互に「普段からの知り合い an i ucuri takara」と呼び合っている。彼らは旗からの外出中に移動先で出会い、飯館で酒を酌み交わしながら貧しい生活について愚痴をこぼしあい、誰かが家畜の窃盗を思い立つのである。これらの「知り合い」たちは、たがいに仕事を紹介する場面も見受けられ、放浪生活の中で扶助しあう仲間でもあった。このような仲間は、外藩の盟旗の属下同士だけでなく、チャハルや帰化城トゥメドのような内属旗属下のモンゴル人にも及んでいた。このような知り合い関係は、窃盗に際して初めて持たれたものというよりは、むしろ普段の知り合い関係が、窃盗を共謀する基盤となっている。このことは、旗からの外出移動による越境的な人間関係の形成が、日常的な出来事として起こっていたことを示すものである。

旗を越えた人同士の関係が生み出されたのは、労働の現場においてであったと思われる。例えば乾隆 39 (1774) 年 10 月、トシェート・ハン部左翼後旗に行商に赴いた山西省忻州籍の商人 Jao De yan は、ダジ、ガルダン、ツェヴデン、サインフー、ロブザンという 5 人のモンゴル人を備っていた。ガルダンはウラーンチャブ盟ドウルベンフーヘド旗、ツェヴデンは同盟ウラド中旗、ダジ、サインフー、ロブザンの三人は左翼後旗属下であった。五人の内三人が左翼後旗の属下だったのは、Jao De-yan にとって行商先のモンゴル人を雇用することが彼の商売に便利だったからだろう²⁰⁾。

20) 『題本』卷14、「29. 兼管理藩院事務工部尚書福隆安等題議帰化城拿獲偷盜駝駝犯達吉等按律分別擬罪事宜本」乾隆40年5月18日奏、276-290頁

漢人商人に傭われていたモンゴル人は、しばしば商業路近辺の旗の属下であった。例えば、乾隆 58 (1793) 年 9 月にセツェン・ハン部右翼中旗(セツェン・ザサグ)のラマ・ロブサンダンジン(ラマ)の馬を盗んだチバクジャブ、ドルジ、ゴムボジャブの三人組の内、チバクジャブとドルジはジェブツンダムバ・ホトクトのイヘ・シャビ(イヘ)の部下、ゴムボジャブはトシェート・ハン部中旗(ダルハン・ザサグ)の部下であった。中旗は外モンゴル東部における漢人商人の活動拠点であったイヘ・フレ(現ウラーンバートル)が所在した旗であり、ジェブツンダムバのイヘ・シャビもその周辺に遊牧していたものと思われる。また事件が発生したセツェン・ハン部右翼中旗は、張家口からフレに至る商業路上にある。三人は張家口の商人に傭われて一緒に働いていたのである²¹⁾。

このように、出稼ぎ労働は異なる旗属下のモンゴル人たちが巡り会い、知り合いとなる場となった。こうした知人たちは乗用の家畜の融通や、金銭の貸借などで助け合い、また共謀して家畜窃盗を働く仲間ともなったのである。

出稼ぎ労働による人間関係の広がりや、盟旗のモンゴル人と八旗旗人との間にも形成された。前出の乾隆 58 年 12 月に開原城近郊の史家堡村で捕らえられたホルチン左翼中旗のタイジの家人ドゥーレンは、盗んだ馬を Wang San の紹介で鑲白旗満洲旗人 Ušici に売っている。その際 Wang San は、ドゥーレンを「普段傭って働いている者だ。きっと大丈夫だ」と保証しているのである。乾隆 36 (1771) 年 11 月 8 日、チチハル近郊のオロンノール(現オロンノール)で逮捕されたドルベド旗属下のナクチライは、同年 9 月に旗を出て、10 月からチチハル正白旗属下のダラントイのバルガ人家奴チュガンに一月 1 両の賃金で放牧に傭われて働いていてチュガンの馬 1 頭の盗んだのであった²²⁾。

21) 『題本』 卷23、「6. 管理理藩院事務大学士和坤等題擬喀爾喀車臣汗部拿獲盜馬犯齊巴克扎布等按律分別擬罪事宜本」乾隆59年6月5日奏、58-65頁

22) 『題本』 卷13、「4. 理藩院尚書素爾訥等題議黑龍江地方拿獲盜馬犯納克齊賚按律擬罪發配河南驛站役使本」乾隆37年5月12日奏、44-49頁

漢族の場合、同じ原籍地を有することや、同一宗族に属することが、コミュニティ形成の重要な要素であったとされるが、モンゴル人が取り結ぶ「知り合い」としての関係は、とりたてて所属旗を同じくする者同士に限られず、むしろ旅先で異なる旗属下のモンゴル人の間で形成された場合が多いように思われる。

(4) 「家人」たち

家畜窃盗犯の中には、しばしば自分を所属旗で「家人 boo i niyalma」あるいは「家奴 boo i aha」だと供述する人々が見出される。これはモンゴル語の「ger-ün kümün」、「ger-ün boyul」に当たると考えられ、「medel」、「kitad」、「ögeled」などといった語とともに、奴隷身分を指すと考えられてきた。家畜窃盗犯の中には、主人から逃亡してきた「家人」も少なからず見出されるが、主人の許可を得て出稼ぎのために旗を離れたものも見受けられる。ドゥルベンフーヘド旗のラマ・ヨンドンシャラブの家人バトムンヘ（24歳）は、乾隆42（1777）年正月、貧しさから主人に閑をもらい、出稼ぎに出てその日暮らしをしていた。43年4月、帰化城トゥメド旗で働いていた彼は、故郷が懐かしくなり、6月2日晩に雇い主の馬を盗んで主人のもとに戻ってしまったが、主人に馬の出所を詰問されて盗みを白状した²³⁾。乾隆15（1750）年2月23日、帰化城トゥメド旗のアシャイ溝で牛3頭と犁2個を盗んだライチャブとツァガンフーは、いずれもオルドス左翼前旗（ダラド旗）のタイジの家人で、帰化城トゥメド旗で働かれて暮らしていた。この時彼らは仕事が見つからず、家畜を盗んでトクト城の市場で売って代金を山分けしようとして捕らえられた²⁴⁾。

前掲のホルチン左翼中旗のドゥーレンも、やはりヤリムピル額駙というタイジの「家人」でありながら、旗を離れて開原近郊の村で働い

23) 『題本』巻16、「18. 兼管理藩院事務工部尚書福隆安等題議四子部落喇嘛巴図蒙克盜馬按律擬罪發配山東驛站役使本」乾隆43年10月12日奏、153-160頁

24) 『題本』巻4、「31. 兼管理藩院事務大学士傅恒等題議蒙古額駙查布等盜牛按律分別擬罪事宜本」乾隆16年2月21日奏、208-232頁

ていた。彼は自分の村に戻って牛を盗んでおり、主人の承認ないし黙認のもとに辺牆を越えて出稼ぎに出ていると考えられる。

乾隆8(1743)年11月23日にウラド中旗属下のウバシは、帰化城にいる同旗のタイジ・チワーンジャブの家人(boo i niyalma)ダムバに嫁いだ妹を訪ねた。ダムバ夫婦は夫婦でドロソールに参拝にでかけて戻ってきたところだった。ウバシはその晩、ダムバ夫婦の家の敷地で馬を盗まれたのだった。ダムバ夫婦も逃亡者ではなく、タイジの許可を受けて参拝の旅に出たのだらう²⁵⁾。

このような事例は、奴隸身分とされる人々が、主人の許しを得て外出することがあったことを示している。「家人」の場合、許可を得る相手が佐領や旗印務処ではなく、直接の主人であるところが一般のアルバトとは異なっているが、許可があれば外出は可能であり、実際に許可されることもあったのである。

5. おわりに：モンゴル人の旗からの外出と労働

以上論じてきたところから、清代外藩盟旗のモンゴル人の移動について、次のような知見を得ることができる。

清代乾隆期の外藩盟旗のモンゴル人は、日常的に様々な目的で所属旗から外出し、他の旗や城市を訪れていた。清朝の蒙古例も、交易や親族訪問での外出を認めていたほか、出稼ぎ目的での外出も、逃亡者とは区別されていた。従って、清代のモンゴル人が一生を旗の中で過ごしたというような理解は改めなければならない。

家畜窃盗事案に現れる盗賊の多くは旗で食い詰めた貧しい人々であった。ある者は出稼ぎにより生活の糧を得ようとし、またある者は幼い時に旗を離れ、所属旗を知らずに放浪生活を送った。家畜財産を持たないモンゴル人にとって、旗内で頼るべき者がいなければ、旗から出て出稼ぎで生活せざるを得なかったのである。また何らかの理由

25) 『題本』巻3、「58. 兼管理藩院事務兵部尚書班第等題議帰化城土默特左翼舒胡爾盜馬按律擬絞監候秋後處決本」乾隆9年11月9日奏、493-513頁

で所属旗から逃亡した人々も、放浪先での労働で生活を支えた。

このような流動性を支える社会的条件の存在は、清朝や盟旗当局による流動する人々に対する効果的な対処を難しくしたといえる。出旗者は、長い場合には数十年にわたり行政統治の枠外に放置されることさえあった。

交易や出稼ぎ目的のモンゴル人の受け皿となったのは、盟旗のモンゴル人社会だけではない。むしろ盟旗に隣接する帰化・綏遠城、ドロンノール、張家口、盛京管下の諸城市、伯都訥、齊齊哈爾などの八旗管下の城市とその周辺の農村が重要な役割を果たしている。また外モンゴルのイヘ・フレーなどの城市も同様であった。これらの城市は、漢人商人が拠点とする商業都市であり、また仏教寺院が林立する宗教都市でもあった。

モンゴル南部の農耕社会化や城市の発展、また城市を拠点とする漢人商業ネットワークの形成は、いずれも旗を外出したモンゴル人に移動先での雇傭機会を生み出すことによって、遊牧社会で生きるすべを失った人々にとって生存の条件ともなったのである。その意味で都市や定着農耕社会と遊牧社会の間には共生の構造を見出すこともできよう。しかしその共生は、放浪者の生存に最低の条件を提供したにすぎない。一度雇傭の機会を失えば、彼らの生存はたちまち危殆に瀕し、容易に家畜窃盗に手を染めたのである。

19世紀になると、内モンゴル南部の農耕社会化はさらに進展した。ハラチン、トゥメドなどのモンゴル南部の諸旗からは、多数の旗民が北方の、漢人の移住が及んでいない地方へ流出したとされる。同世紀末に内モンゴル中東部で発生した金丹道蜂起のような混乱が、モンゴル旗民の流出に拍車をかける要因となったことは既に多くの研究者が指摘するところである。しかしそのことは、これに先立つ乾隆期にモンゴル人の旗を越えた人口流動がなかったことを意味しない。むしろ19世紀のモンゴル人人口の流動化の社会的条件は、既に乾隆期に形成されつつあったと考えるべきであろう。かかる経済的な動機による

人口流動性の拡大は、王公と属民の主従関係や、外藩・内地の区分に立脚する清朝の垂直的な統治構造を切り崩す可能性を孕むものであった。それは清朝の統治が意図したものではなかったとはいえ、優れて外藩と内地を一人の皇帝統治の下に統合した清代の時代的特徴を開示する現象だったと言えるだろう。

史料・参考文献

- 中国第一歴史档案館・中国人民大学国学院西域歴史語言研究所編
2009『清朝前期理藩院滿蒙文題本』西域歴史語言研究資料叢書、
呼和浩特：内蒙古人民出版社
- 荒武達朗
2008『近代満洲の開発と移民：渤海を渡った人びと』東京：汲古書院
今堀誠二
1955『中国封建社会の機構：帰綏(呼和浩特)における社会集団の
実態調査』東京：日本学術振興会
- Hiroki Oka.
2014 Čing ulus-un üy-e-yin mongyulčud-un qosiyu damjiysan üile
ajillay-a. Tngri-yin tedkügsen-ü döči, tabiyad on-u qulayai-
yin kereg-ün jišiyen deger-e sinjilekü ni. *Dumdadu ulus-un
mongyul sudulul* 42-duryar boti (No.256), 32-42.
- 2018 The Mobility of Mongolian Banner Subjects in the Mid-Qing
Era. *Memoirs of the Research Department of the Toyo Bunko*,
No.76, 1-33
- 田山茂
1954『清代に於ける蒙古の社会制度』東京：文京書院
ボルジギン・ブレンサイン
2003『近現代におけるモンゴル人農耕村落社会の形成』東京：風
間書房
- 堀内香里
2013「清代中期以降におけるハルハ・モンゴル旗内の社会関係調

整機能について——セツェン汗部中前旗の「離脱」案件を通して——」『内陸アジア史研究』 28、75-100

矢野仁一

1925 『近代蒙古史研究』 東京：弘文堂書房

白玉双

2007 「清代内蒙古地区漢民管理与蒙古、民人交渉事件の審理——以喀喇沁地区“二元管理体制”与“三堂会審制度”為例」
Quaestiones Mongolorum Disputatae, No.3, 109-132

包滿達

2015 「理藩院駐神木理事司員、神木同知与巡辺制度」『内蒙古民族大学学报』（社会科学版） 41-5、 22-27

蘇德畢力格

2005 『晚清政府对新疆蒙古和西域政策研究』 呼和浩特：内蒙古人民出版社

孫喆

1998 「清前期蒙古地区的人口遷入及清政府的封禁政策」『清史研究』 1998-2、 41-50

汪炳明

1990 「清末新政与北部边疆開發」『清代边疆開發研究』 52-86、北京：中国社会科学出版社

王玉海

1999 『發展与变革清代内蒙古東部由牧向農的轉型』 呼和浩特：内蒙古大学出版社

王玉海・王楚

2014 『從游牧走向定居——清代内蒙古東部農村社会研究』 哈爾濱：黑龍江教育出版社

謝咏梅

2010 「清代阿拉善蒙古地区查嘎沁阿拉特考略」『蒙古史研究』 10、128-150

閻天靈

2004 『漢族移民与近代内蒙古社会變遷研究』 北京：民族出版社

周清澍

1983 「試論清代内猛虎農業的發展」『蒙古史論文選集』 223-280、呼和浩特：呼和浩特市蒙古語文歴史学会、（原載『内蒙古

大学学報』社会科学版、1962年第2期)

珠颯

2007 「東部蒙旗理事司員の研究」 *Quaestiones Mongolorum Disputatae*, No.3, 133-147

2009 『18-20世紀初東部内蒙古農耕村落化研究』呼和浩特：内蒙古人民出版社

Владимирцов, Б. Я.

1934 *Общественный строй Монголов: Монгольский кочевой феодализм*. Ленинград: Издательство Академии Наук СССР. (外務省調査部訳『蒙古社会制度史』東京：外務省調査部、1936年)

Ш. Нацагдорж

1963 *Манжийн эрхиээлд байсан үеийн халхын хураангуй түүх (1691-1911)*. Улаанбаатар: Улсын Хэвлэлийн Хэрэг Эрхлэх Хороо